

日税メールステーション  
**今月の経理情報**

**今回のテーマ： 2011年度税制改正大綱 ～法人税関連～**

12月16日に閣議決定された税制改正大綱～法人税関連～による、主な改正点の概要は、つぎのとおりです。

**1. 法人税率の引き下げ**

2011年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税率が以下のように引き下げられます。

	現 行		改 正	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	-	25.5%	-
中小法人	30%	18%	25.5%	15%
公益法人等、協同組合等	22%	18%	19%	15%

(注1)東京都の普通法人の法定実効税率は40.69% 改正後35.64%になります(地方税を含む)。

(注2)中小法人とは、普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下又は資本を有しないもの(期末資本金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除きます。)をいいます。

**2. 欠損金の繰越控除制度等の見直し**

2011年4月1日以後に開始する事業年度より、中小法人等以外の法人については、青色欠損金等の繰越控除限度額が、繰越控除適用前の所得金額の100分の80相当額とされるため、所得金額の20%は課税対象となり、必ず納税することになります。

2008年4月1日以後に終了した事業年度の青色欠損金等の繰越期間が9年(現行7年)に延長され、帳簿の保存義務も同様に9年(現行7年)とされます。(全法人に適用)

**3. 更正の請求期間の延長等**

2011年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税につき、更正の請求の期間が5年(現行1年)に延長され、欠損金額に係る請求期間も9年(現行1年)に延長されます。

2011年6月1日以後に行う更正の請求については、その理由の基礎となる「事実を証する書類」の添付が義務化されます。

**4. 雇用促進税制の創設**

2011年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する事業年度において、青色申告法人の従業員が前期に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等は2人以上)増加した場合には、その事業年度の法人税の額から、増加従業員数に20万円を乗じた金額を控除できます。ただし、限度額はその事業年度の法人税額の10%(中小企業者等は20%)です。

**5. 定率法償却率の見直し**

2011年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率を2.0倍した数(現行2.5倍した数)となります。

**お見逃しなく!**

- 2012年4月1日以後に開始する課税期間から、消費税の課税売上割合が95%以上であっても、その課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、課税仕入れ等に係る消費税につき、全額控除をすることができなくなります。
- 個人所得税・相続税の改正は、弊社マネジメントリポート1月号をご参照ください。